

2 財 第 2 9 6 号  
2 0 2 0 年 1 0 月 2 8 日

各 局 長  
愛 知 県 企 業 庁 長  
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長  
愛 知 県 議 会 事 務 局 長 殿  
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
愛 知 県 各 種 行 政 委 員 ( 会 ) 事 務 局 長  
愛 知 県 警 察 本 部 長

愛 知 県 副 知 事

#### 2 0 2 1 年 度 予 算 編 成 に つ い て ( 依 命 通 達 )

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、設備投資は弱い動きとなっており、企業収益は大幅な減少が続いているなど、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きがみられております。

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等を注視する必要があります。

国の2021年度予算の概算要求では、地方交付税などの地方一般財源総額は、今年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとの内容にとどまっております。

また、国においては、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費について、2021年度予算の編成過程で検討するとしております。

こうした地方の財政運営に影響を及ぼす制度や施策については、国の税制改正や予算編成の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢において、2021年度の予算編成に取り組むこととなりますが、その前提として歳入、歳出の状況を展望すると、歳入の大宗をなす県税収入については、新型コロナウイルス感染症による世界経済の減速に伴う影響が本格的に現れ、法人二税収入は、県内主要企業の2021年3月期通期の業績予想が大幅な減益見込みとなり、減収は避けられないものとなるほか、消費の減少による地方消費税などへの影響も懸念されます。

このような状況を踏まえると、来年度の税収は大変厳しいものとなり、本年度を大幅に下回ることが見込まれることから、今後の国内外の社会経済状況等を注視し、来年度の税収動向を慎重に見極める必要があります。

また、2020年度当初予算における多額の基金の取崩しに加え、補正予算の財源として更に基金の取崩しを計上しており、大きく減少した基金残高の回復が急務となっております。

一方、歳出面においては、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、医療・介護などの扶助費の増加が引き続き見込まれるほか、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

こうしたことから、2021年度は、多額の財源不足が見込まれ、極めて厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えられます。

このため、歳入については、来年度も地方交付税の交付団体となることを見込まれることから地方財政措置の確保に努めるとともに、歳出については、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組みつつ、これまで以上に徹底した事務事業の見直しを行い、歳出の抑制に努めることにより、持続可能な行財政基盤の確立を目指していく必要があります。

このように、厳しい環境の中での予算編成となりますので、真に必要な分野に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に、次に掲げる事項（現在策定中の「次期あいちビジョン」の重要政策の方向性）を目標として、下記に十分留意の上、予算を編成するものとします。

- 1 危機に強い安全・安心な地域づくり
- 2 次代を創る人づくり
- 3 すべての人が生涯にわたって活躍できる社会づくり
- 4 安心と支え合いの社会づくり
- 5 豊かな時間を生み出す働き方が可能な社会づくり
- 6 イノベーションを巻き起こす力強い産業づくり
- 7 世界とつながるグローバルネットワークづくり
- 8 スーパー・メガリージョンのセンターを担う大都市圏づくり
- 9 選ばれる魅力的な地域づくり
- 10 持続可能な地域づくり

## 記

1 行政活動計画の立案に際しては、「愛知県予算編成方式要綱」によることとし、県民にとって真に必要な施策を的確に把握するとともに、厳しい財政状況にかんがみ、政策目的と具体的な施策との相互関係を十分検証した上で、制度・施策そのものの廃止・休止をも含めた徹底的な見直しを行うこと。

また、現在、策定が進められている「次期あいちビジョン」との整合性に配慮するとともに、「あいち行革プラン2020」及び「あいち重点政策ファイル330プラス1」の着実な推進に努め、本県が直面している多様な課題に的確に対応すること。

2 行政活動計画の立案に当たっては、従来にも増して重点化、効率化に努めることとし、事業の所要額を十分精査の上、必要最小限の額で立案すること。

(1) 義務的経費及びこれに準じその性質上削減が困難な経費、法人事業税超過課税充当事業費については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。

(2) 集合的公共事業については、2020年度当初予算一般財源額（県債及び一般財源的収入を含む。）の10パーセントの節減を行うこと。

なお、事業選択に当たっては、事業効果はもとより、優先度及び緊急度により、本県としての事業の必要性を十分検討すること。

(3) 政策的重要経費については、事務事業の見直しを反映するとともに、特に措置を必要とする経費を除き、重点化、効率化、計画見直し等により、2020年度当初予算一般財源額（県債及び一般財源的収入を含む。）の原則15パーセントの節減を行うこと。

(4) 一般行政経費については、各局における自主的な事務事業の見直しを促進するため、枠配分方式としていることから、行政評価制度の積極的な活用などにより、各局長の判断と責任において、事業毎に一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら、付与した財源の範囲内で、真に必要な施策へ重点配分すること。

3 行政評価制度の活用に際しては、成果重視の視点から施策目標を達成するための寄与度が低い事業は、廃止・休止を含めた抜本的な見直しを図ること。

また、新公会計制度に基づく財務諸表を積極的に活用し、これまで以上に事務事業の見直しを徹底し、歳出の抑制に取り組むこと。

加えて、行政及び民間との役割分担の観点に留意しつつ、NPOとの協働や企業との連携などについて、積極的に検討すること。

- 4 監査、監察等による指摘事項などについては、事業内容及び執行方法等を十分検討して、その改善に努めること。
- 5 局間で共通する行政課題については、事業の競合を避け、事業効果をより高めるため、関係局相互の連絡を一層密にして、その調整に努めること。
- 6 債務負担行為については、将来の財政運営を圧迫する要因ともなるので、制度本来の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、やむを得ないものにとどめること。
- 7 繰越明許費については、必要最小限の額に限定して計上するものとするが、これは不測の事態をも考慮してのことであり、歳出予算については、当然に年度内の事業完成を前提とするものであること。
- 8 特別会計及び企業会計については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえ、経営改善に努め、健全な計画に基づいて編成すること。
- 9 一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援については、将来的な財政負担に配慮し、各団体の収支及び中・長期的な経営計画を的確に把握した上で、検討を行うこと。

担 当 総務局財務部財政課企画・予算第四グループ  
内 線 2158